

報第 2 号

教育に関する事務に係る議案に対する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、岐阜県知事から、平成31年第1回定例岐阜県議会に提出される教育に関する事務に係る下記議案について意見を求められ、教育長に対する権限の委任等に関する規則第4条第1項の規定により、平成31年2月20日に別紙のとおり専決したので、報告し、その承認を求める。

記

- ・岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

平成31年3月5日提出

岐阜県教育委員会

教育長

安福正寿

< 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 >

(教育委員会の意見聴取)

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

< 教育長に対する権限の委任等に関する規則 >

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号。以下「法」という。）第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項及び岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成二十九年岐阜県教育委員会規則第十五号。以下「委任等規則」という。）の規定により知事の補助機関である職員に委任し、又は補助執行させる事務を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

(略)

十 法第二十七条及び法第二十九条に規定する意見の申出に関すること。

(略)

第二条 (略)

第三条 (略)

第四条 教育長は、緊急の場合には、第一条第一項各号に規定する事務を専決することができる。

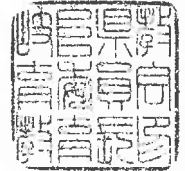
2 教育長は、前項の規定により処理したときは、次回の教育委員会にこれを報告し、その承認を求めなければならない。

第五条 (略)

教職第1096号
平成31年2月20日

岐阜県知事 古田 肇 様

岐阜県教育委員会
教育長 安福 正寿



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に
基づく意見について(回答)

平成31年2月13日付け人第611号で照会のありました下記議案につい
ては、異議ありません。

記

- ・岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正
する条例について

人第611号

平成31年2月13日

教育長 様

岐阜県知事 古 田 肇

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見の
照会について

平成31年第1回岐阜県議会定例会に提出を予定している下記議案について、地方教育
行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、意見を求めます。

記

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

議 第二十一号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成三十二年二月二十六日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和三十二年岐阜県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項第七号中「三千六百元」を「二千七百元」に改め、同条第四項第二号中「七百六十円」を「千百元」に改め、同条第十二項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

- 一 獣医師である職員のうち人事委員会が定めるものが従事すると畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第十四条又は食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第十五条の規定による検査の業務に従事した日一日につき千円の範囲内で人事委員会が定める額

第二十条の二第一項中「の各号」を削り、同項第四号中「前条第十二項第二号」を「前条第十二項第一号及び第三号」に改める。

第三十七条に次の一項を加える。

- 3 前項に規定する勤務を命ずる時間及び月数の上限その他必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

- 1 この条例中第二十条第二項第七号の改正規定及び第三十七条に一項を加える改正規定は平成三十一年四月一日から、その他の規定は公布の日から施行する。
- 2 改正後の第二十条第四項の規定は平成三十年九月九日から、同条第十二項及び第二十条の二第一項の規定は平成三十年十二月一日から適用する。

提 案 説 明

家畜伝染病防疫作業に従事する職員に支給する特殊勤務手当の支給上限額を改定する等のため、この条例を定めようとする。

(新)

目次 略

第一章 略

第二章 給与

第三条から第十九条まで 略

(特殊勤務手当)

第二十条 略

2 教育職員(教育職給料表(二)又は教育職給料表(三)の適用を受ける職員をいう。)が次の各号に掲げる業務に従事した場合(第一号、第二号又は第四号から第八号までに掲げる業務については、人事委員会が定める職員が従事した場合を除き、第四号から第八号までに掲げる業務については、当該業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶものに限る。)には、それぞれ当該各号に定める額の教育職員手当を支給する。

一から六まで 略

七 学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)における児童又は生徒に対する指導業務で次に掲げるもの 勤務一日につき二千七百円の範囲内で人事委員会が定める額

イ及びロ 略

八から十二まで 略

3 略

4 次の各号に掲げる職員が当該各号に掲げる業務又は作業に従事した場合には、それぞれ当該各号に定める額の防疫等作業手当を支給する。

一 略

二 家畜伝染病防疫作業に従事する職員が家畜伝染病(人事委員会が定める家畜伝染病に限る。)のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業 従事した日一日につき千百円の範囲内で人事委員会が定める額

(旧)

目次 略

第一章 略

第二章 給与

第三条から第十九条まで 略

(特殊勤務手当)

第二十条 略

2 教育職員(教育職給料表(二)又は教育職給料表(三)の適用を受ける職員をいう。)が次の各号に掲げる業務に従事した場合(第一号、第二号又は第四号から第八号までに掲げる業務については、人事委員会が定める職員が従事した場合を除き、第四号から第八号までに掲げる業務については、当該業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶものに限る。)には、それぞれ当該各号に定める額の教育職員手当を支給する。

一から六まで 略

七 学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)における児童又は生徒に対する指導業務で次に掲げるもの 勤務一日につき三千六百円の範囲内で人事委員会が定める額

イ及びロ 略

八から十二まで 略

3 略

4 次の各号に掲げる職員が当該各号に掲げる業務又は作業に従事した場合には、それぞれ当該各号に定める額の防疫等作業手当を支給する。

一 略

二 家畜伝染病防疫作業に従事する職員が家畜伝染病(人事委員会が定める家畜伝染病に限る。)のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業 従事した日一日につき七百六十円の範囲内で人事委員会が定める額

三 略

5 11まで 略

12 次の各号に掲げる職員が当該各号に掲げる業務に従事した場合には、それぞれ当該各号に掲げる額の食肉検査業務手当を支給する。

一 獣医師である職員のうち人事委員会が定めるものが従事すると畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第十四条又は食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第十五条の規定による検査の業務 従事した日一日につき千百円の範囲内で人事委員会が定める額

二 及び三 略

13 26まで 略

（併給禁止）

第二十条の二 第九条の規定により給料の調整額を受ける職員には、次に掲げる特殊勤務手当は、支給しない。

一 から三まで 略

四 食肉検査業務手当のうち前条第十二項第一号及び第三号に規定するものの

五 から七まで 略

2 5まで 略

第二十条の三から第三十条の三まで 略

第三章 勤務時間、休暇等

第三十一条から第三十六条まで 略

（正規の勤務時間以外の時間における勤務）

第三十七条 略

2 略

3 前項に規定する勤務を命ずる時間及び月数の上限その他必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第三十七条の二から第四十九条まで 略

三 略

5 11まで 略

12 次の各号に掲げる職員が当該各号に掲げる業務に従事した場合には、それぞれ当該各号に掲げる額の食肉検査業務手当を支給する。

一 及び二 略

13 26まで 略

（併給禁止）

第二十条の二 第九条の規定により給料の調整額を受ける職員には、次に掲げる特殊勤務手当は、支給しない。

一 から三まで 略

四 食肉検査業務手当のうち前条第十二項第二号に規定するもの

五 から七まで 略

2 5まで 略

第二十条の三から第三十条の三まで 略

第三章 勤務時間、休暇等

第三十一条から第三十六条まで 略

（正規の勤務時間以外の時間における勤務）

第三十七条 略

2 略

第三十七条の二から第四十九条まで 略

第四章及び第五章 略

付則 略

付則別表第一から付則別表第六まで 略

別表第一から別表第七まで 略

第四章及び第五章 略

付則 略

付則別表第一から付則別表第六まで 略

別表第一から別表第七まで 略